

東京都交通局職員チャレンジ提案制度実施要領

16交総第617号

1 目的

この要領は、東京都交通局職員チャレンジ提案制度取扱要綱（平成10年4月15日付10交経企第27号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、要綱の施行において提案募集の具体的な実施方法について定め、東京都交通局職員チャレンジ提案制度（以下「チャレンジ提案制度」という。）の円滑な実施を目的とする。

2 提案できる内容

- (1) お客様サービスを向上させる業務の改善・仕事の進め方に関するもの
- (2) 事務等の改善に関するもの（仕事の進め方、事務処理方式、帳票・機器・用具等）
- (3) 職場の執務環境等の改善に関するもの（執務室内の保存文書の整理、削減などのアイデア等）
- (4) 窓口に関する改善や、ワーク・ライフ・バランスの実現等、局事業に係る実現可能なアイデアに関するもの
- (5) 前項までの内容に係わらず、次に該当するものは除く。
 - ア 苦情、要望、不平、不満など
 - イ 個人の具体的な人事、給与に関するもの
 - ウ 業務上指示されたもの
 - エ 業務上の研究で指示されたもの
 - オ 過去に東京都職員提案制度実施要綱（平成3年7月23日付3情報地第101号）に基づく東京都職員提案制度、又は東京都職員表彰（業務改革部門）（以下「都職員表彰」という。）、若しくはチャレンジ提案制度などにおいて表彰されたもの
 - カ その他チャレンジ提案制度の趣旨に反するもの

3 応募の方法

提案制度の応募の方法は、東京都職員表彰規則に定める業務改革部門への推薦の方法に準ずる。

4 審査

- (1) 東京都交通局職員チャレンジ提案制度審査会は、予備審査及び本審査のほか、都職員表彰の局推薦審査を行う。
- (2) 予備審査は、チャレンジ提案制度の表彰候補及び都職員表彰の局推薦候補となる提案を選定する。審査は、別表第1の基準に基づき、予備審査票（別紙様式1）をもって行う。
- (3) 本審査は、提案の最終審査を行うこととし、予備審査で選定されたもののうち都職員表彰の受賞提案を除く提案の中から、本審査事前審査票（別紙様式2）の結果を基に各賞を決定する。審査基準は別表第2によるものとする。
- (4) 都職員表彰の局推薦審査の最終審査は、本審査の委員で行い、予備審査で選定された上位提案の中から別表第1の審査基準に基づき局推薦提案を選定する。

5 表彰・発表

- (1) 表彰名及び副賞等は以下のとおりとする。
 - ア チャレンジ大賞（3件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード5千円分（上限5万円））

イ チャレンジ賞（各1件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード3千円分（上限3万円））

- ・サービス向上、事務改善部門
- ・技術部門

ウ アイデア賞（10件程度） 賞状及び副賞（提案者1人当たり図書カード2千円分（上限1万円））

エ 努力賞（応募数の5割程度から上記アからウに定める各賞の受賞決定数を除いた件数を上限とする。ただし、100件程度を上限とする。） 千円の図書カード

- (2) 賞状及び副賞については、1提案に対し1枚及び1件とする。ただし、同一の者が重複受賞した場合は、賞状は提案ごとに1枚、副賞は上位の賞の分のみとする。
- (3) 都職員表彰に推薦した提案が受賞しなかった場合は、原則としてチャレンジ大賞として表彰する。
- (4) 表彰された提案は、局報等で発表する。

附 則

この要領は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。